

## 墨田区特別職の期末手当支給月数改定案

【案】 一般職員特別給（勤勉手当を含む。）支給月数の増加率と同一の割合による増加

現行月数	勧告月数	増加月数	増加割合( )	増加月数	増加後年間支給月数
4.55	4.65	0.10	2.198%	3.64月 × 2.198% = 0.08月	3.64月 + 0.08月 = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3.72月</span>

小数点以下第4位四捨五入

	現 行	改定案（R5年度）	R6年度以降
6月	1.82月	1.82月	1.86月
12月	1.82月	1.90月	1.86月
合計	3.64月	3.72月	3.72月